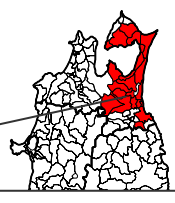


環境・エネルギー産業創造特区

都道府県名：	青森県	
申請主体名：	青森県	
区域の範囲：	八戸市、十和田市、三沢市及びむつ市並びに青森県東津軽郡平内町、上北郡野辺地町、七戸町、百石町、六戸町、横浜町、東北町、下田町及び六ヶ所村並びに下北郡東通村の全域	

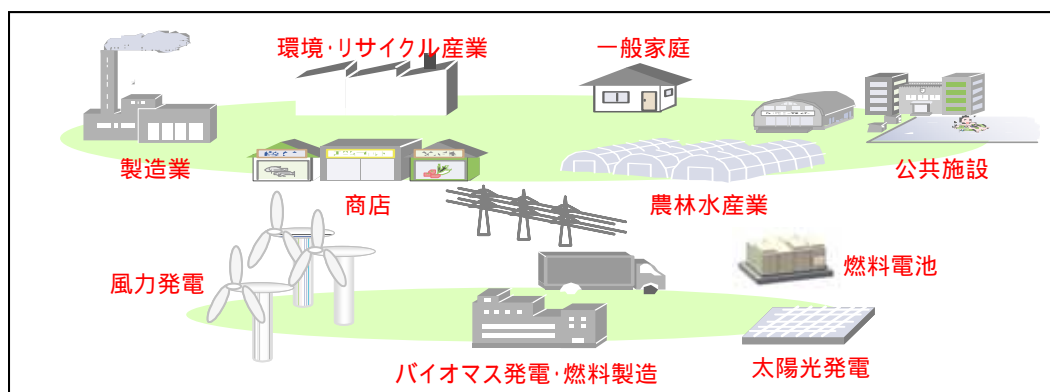
八戸市、十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、百石町、六戸町、横浜町、東北町、下田町、六ヶ所村、東通村

特区の概要：

国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、あおもりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図る。これにより、新たなビジネスや新産業の創出を促進し、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。

適用される規制の特例措置：

- ・ 国有林野を自然エネルギー発電の用に供する場合の貸付け要件の緩和
- ・ 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備の導入
- ・ 特定埋立地の所有権移転制限期間の短縮（10年 5年）



【環境・エネルギー産業創造特区の将来イメージ】